

平成 30 年 7 月豪雨に伴う法人府民税、事業税
及び地方法人特別税の申告期限等について

この度の平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に主たる事務所等がある法人の皆様は平成 30 年 7 月 5 日以降に到来する法人府民税、事業税及び地方法人特別税の申告・納付等の期限を延長する措置を講じているところですが、今回、延長期限を下記のとおり定めました。

ご申告、ご納付がお済みでなければ、下記の期限までにご申告、ご納付いただきますようお願い申し上げます。

この期日以降においても、平成 30 年 7 月豪雨による災害等により申告・納付等ができない方については、個別に府税事務所に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

ご不明な点などございましたら、担当の府税事務所までお問い合わせください。

記

都道府県名	地 域	延長期限
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町	平成 30 年 11 月 27 日
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	
山口県	岩国市周東町	
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市	
岡山県	倉敷市真備町	平成 30 年 12 月 25 日